

## 岩石採取計画変更認可申請書の作成

- 1 法第33条の認可を受けた採取業者が当該認可に係る採取計画を変更しようとする場合に、法第33条の5の規定に基づき、提出するものであること。
- 2 採取計画の変更はすべて法第33条の5の規定による変更認可を必要とするが、
  - (1) 機械設備を全く同じ形式のものに置き換える場合
  - (2) 採取期間の短縮又は採取量の減少を行うがその他の事項については全く変更しない場合上記(1)(2)等は法第33条の5第1項に規定する軽微な変更で、ここで言う「変更」には該当しないものであること。
- 3 岩石採取場の区域の拡張によって、従来の事業実施の態様が抜本的に変更されることとなる場合は、新規採取場として、法第33条の認可が必要となること。
- 4 変更認可申請書の提出期限は、当該変更に係る採取計画に着手しようとする日の50日前までとすること。
- 5 変更認可申請書の様式は、様式第4号によることとし、用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。
- 6 変更認可申請書には、福岡県領収証紙を貼り付けて消印をしないこと。また、申請年月日、宛名、申請者の住所、氏名又は名称及び法人の代表者の氏名、登録年月日、登録番号を漏れなく記載すること。
- 7 変更認可申請書には、認可申請書添付書類作成要領に掲げた書類のうち、該当変更により記載内容の変更を必要とする書類を、同要領に示した番号の順に添付し、左横綴りとすること。  
なお、添付した書類の一覧表を申請書(様式)と添付書類との間に入れること。
- 8 添付書類には、その名称及び認可申請書添付書類一覧表に示した番号並びに申請者名を表示すること。
- 9 提出部数については、正本1部及び副本2部とする。ただし、岩石採取場が2以上の市町村の区域にまたがって所在する場合の副本の提出部数は、当該市町村の数に1加えた数とする。